認定 NPO 法人





通信 40

13Nov.2024

「これからのエネルギーを考える」 第4回

とらぱぱ

こんにちは、「とらぱぱ」です。

前回は「化石燃料」と「再生可能エネルギー」についてお話ししました。

今回は「再生可能エネルギー」の中から、私が仕事でも関わりの深い「太陽光発電」に触れたいと思います。

太陽光発電についてよく聞かれる質問は、主に「かかる費用に対して、メリットは上回るの?」という経済性の問題と、「本当に環境に対してプラスになるの?」という環境性の問題ですね。

今回はまず、「経済性」に絞ってお話をしましょう。

IO 年前にネットで太陽光発電を検索すると「太陽光は損するからやめといたほうがいい」といったコメントや記事が頻繁に出てきましたが、最近検索するとそういったものはかなり減っているようです。

もちろん、どんな風に導入しても経済メリットがあるわけではありません。それはクルマでも当たり前の話で、よく考えてモノは購入し、使わなければいけませんよね。

どこにどんな風にパネルを設置して、どういう使い方をするか、ということは大事なのですが、戸建ての住宅用であれば、屋根にきちんと設置すれば、おおむね電力会社から電気を買うよりも安く電気を使うことができるようになっています。

【図 | 太陽光固定買取価格と電力単価の推移】



(資源エネルギー庁 日本のエネルギー 2022 年度版 資料とあわせて筆者作成)

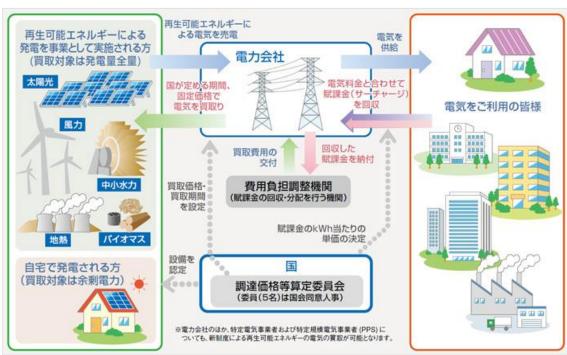
上のグラフは、太陽光の固定価格買取制度の買取単価と、ご家庭が電力会社から電気を買う時の単価 の年次推移です。

固定価格買取制度は英語の頭文字をとって FIT (Feed In Tariff)と呼ばれます。

2011年3月の東日本大震災を受けて、「原発に頼らない再エネを増やそう」という考えをもとに導入されました。

コストの高い「再エネ」による発電に対しては電力会社が高い価格で長期間買い取ることを約束し、「再 エネ」電源の普及を促そう、というものです。

電力会社にとって、高価格で買い取ることは仕入れる電気が高くなる、ということなので損をしてしまいます。そこで、すべての電力利用者から、少しずつお金を徴収して電力会社に渡すことになっています。この 徴収されるお金が「再エネ賦課金」と呼ばれるものです。



【図2 固定価格買取制度(電気事業連合会 HPより)】

買取価格は、何となく決まっている訳ではなく、太陽光発電の設置コストや設置後のメンテナンスにか かる費用などを勘案して定められます。簡単に言ってしまうと、その時点の太陽光発電でつくられる電 気の発電コストと考えてよいのです。

導入量が増えるにつれて、大量生産によるパネルの値下がりなどで太陽光発電の設置コストが下がっています。

【図 | 太陽光固定買取価格と電力単価の推移】に戻っていただくと、導入当初の 2012 年の買取価格は | kWh あたり 42 円でした (以後、42 円/kWh と表記します)が、毎年下がっていて、2024 年は | 16 円/kWh となっています。

一方で電力会社からの電気代は、温暖化や紛争の増加による燃料価格の上昇、「再エネ賦課金」の 上昇など、さまざまな要因はありますが上昇傾向です。

2012 年頃は太陽光の発電コストよりも電力会社から購入する電気代のほうが安かったわけですが、 2018 年頃にこれが逆転しました。

つまり、電力会社から買う電気よりも、太陽光発電でつくる電気のほうが安くなった、ということです。

また、よく誤解されている方がいるのですが、2012 年に導入された方は 2012 年から 10 年間、ずっと 42 円/kWh で買取が続きます。「毎年価格が見直されて、どんどん下がっていくんでしょう?」という質問が意外に多いのですが、さすがにそんなことはありません。

少し長くなってしまったので、太陽光発電の具体的な収支のイメージと「環境性」について、次回触れさせていただこうと思います。



私の回顧録

第5回

『鉄管の中の蛇』

ひょうご消費者ネット 副理事長 大石 貢二

今回は、前回に引き続き、任官して最初に勤務した姫路時代に初めて担当した少年事件等 の経験の続きを取り上げます。



当初、裁判実務を自分でやるのは初めてで、しかも一人でやるわけですから、初めのうちは大変緊張したのを思い出します。当時神戸家裁の管内では、少年事件は「和やかに」という少年法22条 I 項の精神を貫くためと思われますが、少年事件の審理は、特に大型ではないテーブルに裁判官と少年が向かい合って座って審判をするようになっていました。この審判では裁判官は法服は着ず、平服で臨むことになっていました。最初の審判期日が始まる前、審判室に案内され、姫路での少年事件の経験が長い書記官から、「以前にこのような形で裁判官が審理している最中に少年が暴れ出し、暴行を受けて怪我をしたことがあったので、もしも少年が暴れ出したら直ちにこの扉(裁判官の席の後ろにある)を開けて出て下さい」と言われました。しかし、少年が将来非行をせず、健全な生活を続ける方向に進むことを心から願って接すれば、そんなことは起こらないと単純に考えてやっておりましたが、幸いにも、少年院収容の決定の言い渡しの時に、泣き出されたことは何度かありましたが、暴れ出したり暴行を受けるような目にあったことは一度もありませんでした。ただ一つ自分で考えて、心掛けていたことがあります。それは、先の裁判官が少年から暴行を受けたのは、少年院に送るという審判を言い渡した時で、審判書を読み上げている際だと聞いていました。それで、この決定を言い渡す時には、少年の悲しそうな顔を見ているのは辛い時もありましたが、ずっと審判書から目を離し、

正面から間近にいる少年の目を見ながら言い渡し、何故その結論にしたかを自分なりに心を込めて 説明し、将来二度と非行をしないようになって欲しいと心から願っていることを伝えることにしていま した。この態度を取ったのも少しは効果があったのかも知れません。後に、他の裁判所で少年事件を 担当した時には、私は高い法壇の上に座り、少年は低い所でかなり離れた位置に座って審判をする 形になっていましたが、姫路のように同じ高さで、向かい合った近い位置で審理をすると、お互いに 心と心が通じ合う効果があるのではないか、という思いを持っております。

少年事件は、非常に裁量の幅が広く、非行事実が認められても、もう一度非行をする虞がないと いう心証を持てば、何も処分しないで終了できるし、必要性が認められれば、保護観察にしたり、ま たは少年院などの施設に収容する、或いは大人と同じ刑事裁判にかける、といった幅が認められて います。裁量の幅が広いので、裁判官としては少年本人の人間性、事案内容、少年を取り巻く環境 等を納得出来るまで調べ、その結果によって思い切った処分が決められます。また、対象が若い少年 なので、巧く行くと見違えるほど良い方向に変わってくれることがあるというのは裁判官として非常に 大きな喜びなのです。記憶に残っているのは、担当した少女の非行事件で、学校にも行かず、仕事も せずに遊び回る生活を続け、グループで少女らから金品を恐喝するなどの非行を繰り返していた非 行グループのリーダーだった大柄な少女がいました。彼女について審判し、後で述べる補導委託で レストランで働く機会を持たせたところ、初めて毎日規則正しく仕事について働く生活を体験し、すっ かり仕事に喜びを持つようになり、職場でも大変良い評価を受けていることが判りました。その後、こ の経過も考慮して、当初考えていた少年院送致にはせず、保護観察の処分で審理を終えたところ、 思いがけず同少女の希望が容れられて、先のレストランに就職が出来たと報告するため、わざわざ 裁判所まで本人が来たことがあり、大変うれしく思ったことがありました。この時、本人は花束を持っ てきて、「これをどうぞ」と云って渡そうとしたので、驚き、一瞬受け取ることを迷いましたが、本人の希 望に満ちた態度をみて、受け取ることにし、「有り難う、裁判所に飾らしてもらいます。頑張って下さい ね」と云って別れたのが忘れられない思い出です。他にも実際に何人か立ち直って行った姿を知っ て心から喜んだ記憶があります。

先に触れましたが、少年審判では最終意見を出すまでに、裁判所調査官による観察(試験観察といわれ、少年法25条 I 項に規定があります)という制度があり、これにあわせて補導委託(同条2項3号)を利用することが認められています。この制度では、調査官の観察のもと、民間の少年問題に理解を持ち、協力して下さる方の仕事場などで一定の期間、少年が実際に仕事に就き、そのときの状態を見て最終の処遇を決めることも許されています。この制度を利用すると、学校にも行かず、仕事もせず、怠惰な生活を続けていた少年が、初めて規則正しい生活をし、社会に必要な仕事をする

ことを経験することで、すっかり生活態度が変わる場合があります。崩れた生活態度にはまっていた 少年を、直ちに少年院に収容せず、自分自身で改善する気持ちを持つようになることに重要 な意味があると考え、多少時間と手間が掛かることは気にせず、この補導委託の制度をかな り多く採用しました。この期間に採用したケースの中には、期待に反して仕事場で非行が行われたり、生活態度の改善に繋がらなかったこともありました。しかし、私としては、この 制度を利用することの重要性の考えは変わりませんでした。

こうして少年事件の難しさを実地に経験し、そういう点でいろいろ少年事件については工夫する余地があることを知り、興味を持って担当した記憶が残っております。少年事件では、調査官の調査を求めることが出来るようになっており(少年法8条2項)、調査官は、少年の住居など実地に行って家族など関係者に直接会い、調査した結果の報告を出してくれるし、社会、心理などについての知識に基づいて、少年の処遇についての貴重な意見を出してくれます。私は当時26才の独身で、社会経験もしておらず、初めて裁判官としての活動を始めたという時であったので、経験のある調査官の意見を真剣に聞き、最上の処遇を決めようと頑張り、貴重な経験をしたという思いが残っております。当時、少年が将来さらに問題を起こす可能性があるかどうか、という「非行の予測」の取り組みが行われているのも知り、これにも関心をもっており、少年事件の審理手続きと処分についてもっと理解を深めたいという思いを強く持つようになっていたことなどから、続けて少年事件を担当したいと思って、そう支部長に申し出たこともありますが、裁判官の仕事は沢山あるし、裁判所の都合もあるから、もっと他の裁判を経験してから、決めるべきだと言われて、一年余りで少年事件の担当を外れました。

この一年間、少年事件については、初めての経験ですが、自分が必要と思う審理を尽くし、 最上と思う処分をしようとだけ考えて、熱中し、大変疲れましたが、本当にやり甲斐を感じ たことでした。同時に担当した令状事件でも、人の自由を制限するかどうかを決める重大な 判断である勾留請求については、自分なりに真剣に考えて慎重に検討し、幾つかの請求を棄 却して、準抗告され、維持されたり、破棄されたりして、その当否を真剣に検討したのも大 変貴重な経験でした。また、この年の9月には、新しい庁舎が姫路城のすぐ近くにある動物 園の東隣りに完成して移転し、そこで勤務するようになりました。新しい庁舎では窓からキ リンの顔が見えたり、部屋でオットセイの声が聞こえたりして、緊張した日が続く中、動物 好きの私には、大変心を癒されたのも忘れられない思い出です。

(次号に続く)

今年も「みんなのサマーセミナー」に参加しました

ひょうご消費者ネット理事 酒井 富美子

2024 年 8 月 3 日(土)・4(日) 園田学園女子大学で行われた「みんなのサマーセミナー 2024」に昨年に続き参加しました。センセイ名は同じ「消費者トラブル解決し隊」、教室 のテーマも「君ならどうする? スゴロクで悪質業者撃退!」です。

8月4日(日) 3時限目 13:20~14:10 (50 分授業) に、2010 年から四者連携の「ひょうご消費者セミナー」を開催してきた団体(※) から有志 5 名で参加しました。

今年は、KC's さんは寸前に都合が悪くなり不参加でしたが、コープこうべは兵庫県庁からコープこうべに出向されている方を含め3名、ひょうご消費者ネットは大谷・酒井が参加しました。

「誰でもセンセイ、誰でもセイト」を合言葉に I コマ 50 分、自由に授業を展開します。 2 日間で約 350 の教室があり、私たちは、大きな大学の 4 号館、4 階の廊下の突き当た り一番奥の教室です。今年も激戦です。セイトが集まるかしら?と不安もよぎります。

準備が整った教室に一般参加のご婦人がお一人着席してくれました。コープこうべの役員の方でした。感謝です! セイトの確保ができた事にホッとしていると、男性が一人で入室。自治会で悪質業者対策に苦労しているという自治会役員の方、悪質業者の撃退法を学びたいとおっしゃる。次は、元気な小学生が一人で参加、午前の教室で「古代エジプト」をテーマにセンセイをしたとのこと。「スゴロクで悪質業者撃退が学べるって何?」と興味があったとおっしゃるではないか! 嬉しいですね。そして親子連れが続けて2組入室。小学生と幼稚園児の姉弟とその母、小学高学年男子とその父。今年も多世代交流になる幅広い世代のセイトが揃いました。

手法は、すごろくゲームです。NPO 法人 C・キッズ・ネットワーク制作の「悪質業者にまけんぞうスゴロク」(高齢者向け)と(若者向け)2種類のボードゲーム4面を使い、それぞれがセンセイ役になり、リーダーとして進行します。セイトはプレーヤー。ゲームでは様々な事件の悪質手口に遭遇しますが、まずい解決策を選ぶと逆戻り、賢い対処法を選ぶと一気に進めます。センセイもセイトも専門知識が無くても悪質商法の解説が出来て、遊びながら、法律知識も身につき悪質業者への撃退法が見つかります。





「悪質業者にまけんぞうスゴロク」をする参加者

今年は、4 チームでスゴロクを展開したので、コープこうべの K さんは、セイトになって、一般参加のみなさんと一緒にプレーヤーとして様々な事件に遭遇しました。セイトのみなさんと「そう言えば、こんな手口で困ったことがあったなぁ」と被害事例の体験談義が盛り上がり、気づきや学びが深まって楽しかったと振り返っておられました。

幼稚園児の男児は、母のチームではなく、一般参加のご婦人とチームになって参加して、 ゴールの後は、自分がリーダー(センセイ)をすると進行役を買って出て、とてもしっか りと楽しんで学んでいました。これこそ「誰もがセンセイ、誰もがセイト」の学び合いで 素敵な啓発活動になりました。

終わりには、適格消費者団体ひょうご消費者ネット発行のリーフレット「水まわりのトラブルと解決の種」を紹介して、こんな正義の味方が兵庫県には存在します!とアピールしたのでした。来年は3回目ですので、もう常連のセンセイとしてどんな出会い・学び合いが展開できるのかと楽しみにしています。

※連携の四団体:・特定適格消費者団体 NPO 法人 消費者支援機構関西 (KC's)

・生活協同組合コープこうべ

・兵庫県生活協同組合連合会

・適格消費者団体 認定 NPO 法人 ひょうご消費者ネット

2024 年秋 適格消費者団体連絡協議会に参加しました

ひょうご消費者ネット 専務理事 金山 順子

10月5日(土)、6日(日)の2日間の日程で、適格消費者団体連絡協議会が開催されました。これは適格団体(特定適格を含む)、適格団体を目指す団体、消費者庁、消費者委員会、国民生活センター、消費者スマイル基金などの関係団体が一堂に会して懸案事項の協議、活動報告などを行うもので、毎年春と秋に開催されます。司会進行は適格団体持ち回りで、消費生活ネットワーク新潟が担当でした。今回は2日間で延べ約180名が会場(神奈川県相模原市)あるいはオンラインで参加する大きな会となりました。当団体からも4名が参加しました。

Ⅰ日目のメインは消費者委員会で現在継続開催されている「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」の中間整理案の報告でした。この調査会に委員として参加されている二之宮弁護士が学者委員の方々と議論して理解した内容をわかりやすく紹介されました。「パラダイムシフト」とは何のことなのか。非常に難解な言葉ですが、端的な例えで『天動説から地動説への変化』ほどの劇的な変化を意味するとのこと。小手先の法律改正や新たな取消権を創設するようなレベルではなく、消費者取引法制度の根幹を変えるために、法制度の基礎となる理念から作り直す必要があるという話です。このあたりから理解が追いつかなくなりました。つまりは、現在の前提となっている「消費者と事業者との情報力・交渉力格差」だけではなく、消費者が時に不合理な判断をしてしまう脆弱性を持ち合わせていることを前提に法制度を考えなければならないということのようです。昨今のデジタル社会ではさらにこの脆弱性が加速して、さまざまに不利な意思決定を強いられる状況になっており、早急な対策が求められています。今後の調査会の検討結果に期待したいと思いました。

2日目の内容は、適格消費者団体への公的支援を求める意見書のブラッシュアップの協議と、いくつかの団体が行っている地方消費者行政に対する財政支援の国や県議会への請願の取り組みの報告、消費者機構日本が実践している業務 I T化の具体的内容紹介でした。国や県議会への請願は、交付金が減額あるいは近々終了の予定であるため消費生活相談員の配置が危機的状況であること、継続的な財政支援が必要なためです。各団体が持ち味を生かした活動で消費者権利の保全や被害救済、そのための財源獲得に尽力しておられることがとても印象的で、参加者も奮起させられる会でした。

*当団体参加者

鈴木理事長、上田事務局長、金山専務理事(以上オンライン参加)、田村事務局(現地参加)

次回は2025年3月1日・2日にハイブリッド開催が予定されています。

2024年度 ひょうご消費者ネット学習会 テーマと日程のご案内

全日程共通:日曜日開催、午前 10:00~11:40 頃 現地と Zoom のハイブリッド開催

第1回 最近の消費者トラブル相談事例と対応

2024年 | 2月 | 日 大久保育子 相談員 (神戸市教育会館 203)

毎年開催後のアンケートで高い評価と講演要望のある講座です。相談現場での最新事例とその対応について熱く語っていただきます。どんな相談が寄せられ、どう向き合っていくのかを知ることは、相談員でなくても大変参考になります。マスコミで話題になる一歩先を行く事例のお話もあり、聞くたびに驚きがあります。

第2回 消費者心理から考えるダークパターンへの対応

2025年1月12日 秋山学 教授 (神戸市教育会館403)

消費者心理学と社会心理学をご専門とされる神戸女子大学の心理学部教授である秋山 学先生による講義です。「消費者被害の心理学的探求」をご研究テーマのひとつに掲げておられます。昨今問題となっているオンライン取引におけるダークパターン(消費者を意図しない行動に誘導する仕組み)は消費者心理を巧みに突いた技術が用いられています。消費者心理から読み解く消費者被害の実際をお話しいただきます。また、プラットフォーマーなどの事業者側の対策についても考えます。

第3回 キャッシュレス決済の整理と関連法令の課題

2025年2月9日 浦本真希 弁護士 (神戸市教育会館203)

兵庫県弁護士会の消費者保護委員会委員長でもある浦本 真希先生による講義です。 インターネットサービスが多様化するとともに、オンライン決済もさまざまな手段が 出現し、複雑化しています。現在、どういったキャッシュレス決済があって、法的には どのような整理になるのか、適用法令もしくは法令の抜け穴にはどんな課題があるのか を今一度振り返って整理しましょう。

※参加のお申込みはホームページをご覧ください